

## IFRS知恵袋



素朴な疑問や、よくあるご質問をまとめました。

**Q1. 日本で適用可能なIFRS** IFRS財団が公表した基準書や解釈指針は、すべて日本で適用可能なIFRSなのでしょうか？

**Q2. 3種類の公式書籍** IFRSには赤、緑、青の3種類の公式書籍があり、それぞれがPart AとPart Bの2冊組になっています。それぞれ何が異なるのでしょうか？

**Q3. 適用企業の要件** IFRSを適用するための資格要件はありますか？

**Q4. 届け出・手続** IFRSに移行する際に、行わなければならない届け出や手続はありますか？

**Q5. IFRS移行の公表** IFRSに移行する旨のプレス・リリースをしばしば見かけます。一般にどのような内容を記載するのでしょうか？ また、移行までの準備期間を含め、どのタイミングでプレス・リリースするのがよいでしょうか？

### Q1. 日本で適用可能なIFRS

**Q: IFRS財団が公表した基準書や解釈指針は、すべて日本で適用可能なIFRSなのでしょうか？**

**A:** IFRS財団が基準書や解釈指針を公表しても、直ちに日本で適用可能な基準書となるわけではなく、金融庁がわが国で適用可能な基準書として「指定」することにより、はじめてわが国の制度において適用可能な会計基準となります。日本の制度上、使用可能なIFRSを「指定国際会計基準」といいます。

金融庁による「指定」は、おおむね年に2回行われています。このため、IFRS財団が新基準等を公表してから金融庁が指定するまでに、半年ほどのタイムラグが生じる場合があります。

なお、IFRSの任意適用企業に12月決算や3月決算が多いことを考慮し、これらの企業の決算に支障が出ないよう配慮して、これまでの指定は行われてきました。このため、過去に指定の遅延による実質的な問題が生じたことはありません。

あずさ監査法人では、「指定国際会計基準」のリストを適宜アップデートして公表しています([こちら](#))。また、公表済みのIFRSの適用スケジュール(期末日時点において未適用のもの)も一覧表にまとめていますので、ご参照ください([こちら](#))。

## Q2. 3種類の公式書籍

Q: IFRSには赤、緑、青の3種類の公式書籍があり、それぞれがPart AとPart Bの2冊組になっています。それぞれ何が異なるのでしょうか？

A: IFRS財団が出版するIFRSの公式書籍には、いわゆる「Red Book」、「Green Book」および「Blue Book」の3種類があります。

- 「Red Book」には、1月1日現在公表されている最新のIFRSが収録されており、毎年日本語訳も出版されています。強制適用日が到来していないものも含め、公表されている最新のIFRSのみ収録されるため、新しい基準書・規定が出たことにより廃止される基準書や規定は、現時点では有効であっても削除されます（例えば、2015年版のRed Bookには収益認識の新基準であるIFRS第15号が掲載されており、現行基準であるIAS第11号やIAS第18号は掲載されていません）。
- 「Green Book」は、「Red Book」をベースに、関連する規定、解釈指針、IFRS-ICアップデート等を参照するためのリファレンスが付された形式となっています。
- 「Blue Book」は、1月1日に開始する事業年度について要求されるIFRSを収録しています。このため、強制適用日が到来していない基準等は「Blue Book」には収録されていません。



日本では、「Red Book」が広く流通しています。これは、ASBJによる和訳があることや、将来IFRSに移行することを検討している企業が大半であることが影響していると考えられます。しかし、IFRS適用企業にとっての基準書といえば一般に「Blue Book」であり、これに企業の選択に応じて「Red Book」に記載されている早期適用が可能な規定を組み合わせて使用することとなります。

なお、これら3種類の公式書籍は、いずれもパートAとパートBの2冊組となっています。パートAには、概念フレームワークと強制力のある要求事項が収録されており、パートBには、設例(IE)、適用ガイダンス(IG)、結論の根拠(BC)などの付属文書が収録されています。

## Q3. 適用企業の要件

Q: IFRSを適用するための資格要件はありますか？

A: IFRSを任意適用するためには、次の2つの要件を満たす必要があります（連結財規1条の2「特定会社」）。

1. 有価証券届出書または有価証券報告書において、連結財務諸表の適正性を確保するための特段の取組みに係る記載を行っていること。
2. 指定国際会計基準に関する十分な知識を有する役員または使用人を置いており、指定国際会計基準に基づいて連結財務諸表を適正に作成することができる体制を整備していること。

IFRSは有価証券届出書を作成する企業、すなわち、上場申請を行う企業にも適用が認められています。上場企業とあわせると、2013年時点で資格要件をクリアする可能性がある企業は約4,000社といわれています（金融庁HP [IFRS 任意適用要件の緩和について](#)）。

## Q4. 届け出、手続

Q: IFRSに移行する際に、行わなければならない届け出や手続はありますか？

A: 適用する会計基準の変更は、企業にとって重要事項であるため、適用する会計基準の変更については、取締役会で決議することが一般的です。他方、財務局への届け出は特に求められていません。

## Q5. IFRS移行の公表

**Q: IFRSに移行する旨のプレス・リリースをしばしば見かけます。一般にどのような内容を記載するのでしょうか？  
また、移行までの準備期間を含め、どのタイミングでプレス・リリースするのがよいでしょうか？**

**A:** 一般に、証券取引所(適時開示)と自社HPで同時に公表するケースが多いようです。

公表のタイミングには幅があり、初度適用の2～3年前に公表する企業もあれば、最初のIFRS財務報告期間の期末の1ヶ月前くらいに公表する企業もあります。

プレス・リリースを行う場合は、次のようなタイトルおよび内容で公表するケースが多いようです。

「国際会計基準(IFRS)の任意適用に関するお知らせ」

- IFRSへの移行を決議した旨
- 最初のIFRS財務報告(20XX年X月期の第X四半期～、20XX年X月期の会社法連結計算書類～、など)
- IFRSに移行する理由(海外での事業展開、在外子会社等と会計基準を統一することによる決算業務の早期化・コスト削減、など)

なお、2015年3月31日以後に終了する通期決算に係る「決算短信」から、会計基準の選択に関する基本的な考え方を開示することとなりました。記載事項の例示として、IFRSの適用を検討しているか、検討している場合にどのような状況であるか、適用予定期はいつであるかなどを記載することが挙げられています(日本証券取引所グループHP [決算短信の様式・作成要領等](#))。

決算短信におけるこのような開示が始まるため、公表の方法や時期などに影響が生じる可能性があります。

---

### 編集・発行

**有限責任 あづさ監査法人  
IFRS アドバイザリー室**  
azsa-jgaap@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2015 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International..